



2026年5月11日

各位

会社名 株式会社 ヤギ
代表者名 代表取締役 八木 隆夫
社長執行役員
(コード：7460 東証スタンダード)
問合せ先 上席執行役員 平松 帝人
経営統括本部長
(TEL 06-6266-7332)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、取締役に対するインセンティブ制度として導入している譲渡制限付株式報酬制度の一部を業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に改定することを決議し、本改定に関する議案を2026年6月26日開催予定の第114期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本改定に関する議案が本株主総会で原案どおり承認可決される場合、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）の株式報酬は、「業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（以下「リストラクテッド・ストック」という。）」、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の2種類となります。

記

I. 譲渡制限付株式報酬制度の改定目的等

1. 譲渡制限付株式報酬制度の改定目的

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の運用を行ってまいりましたが、今般、対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の一部を業績連動型譲渡制限付株式報酬とする改定を行うものです。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の改定条件

譲渡制限付株式報酬制度の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2025年6月27日開催の第113期定時株主総会において、①譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額1億4千万円以内、②譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年4万4千株以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の改定が原案のとおり承認可決された場合、リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の合計で、①を年額2億6千万円以内、②を年4万株以内とします。

II. 譲渡制限付株式報酬制度の額・内容等

(1)	対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
(2)	株式報酬の付与のために支給する金銭報酬の総額	リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の合計で年額2億6千万円を上限とします。
(3)	対象取締役に交付される当社普通株式の上限・1株当たりの払込金額	リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の合計で年4万株（注）以内とします（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限が合理的に調整されるものとします。）。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、上記（2）の範囲内で付与された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。 1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日における当社の普通株式の終値とします（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。）。
(4)	対象取締役に交付される当社普通株式の算定方法	<p>■ リストラクテッド・ストック 毎年一定の時期に、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案して決定した基準株式数に相当する数の当社の普通株式を交付します。</p> <p>■ 業績連動型譲渡制限付株式報酬 当社の取締役会で定める業績評価期間（初回を2026年4月1日から2027年3月31日とし、以降、毎年の事業年度とする予定です。）の経過後、業績評価期間における業績の達成度等に応じた支給率に対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を1株当たりの払込金額で除した値に相当する数の当社の普通株式を交付します。 なお、業績評価期間において当社または当社グループ会社に損害を与える等、一定の非違行為があった場合は業績連動型譲渡制限付株式報酬を交付しないこととします。また、業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績連動型譲渡制限付株式報酬に代えて、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします（ただし、その金額は上記（2）の範囲内とします。）。</p>
(5)	譲渡制限期間	割当を受けた日より20年間から30年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間とします。

（注）当社は本日付「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」において、効力発生日を2026年7月1日とする株式分割（以下「本株式分割」といい、その概要は2026年6月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割するものです。）を開示しており、本株式分割の効力発生後は年12万株となります。

Ⅲ. 対象取締役に交付される当社の株式に係る譲渡制限契約

譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(a) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(b) 退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(c) 譲渡制限の解除

上記(a)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(b)に定める任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(b)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(d) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(c)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(e) 組織再編等における取り扱い

上記(a)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(f) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上